

藤田医科大学大学院保健学研究科特定行為研修履修規程

平成27年規程第29号

施行 平成27年12月1日

改正 令和8年1月1日

(目的)

第1条 この規程は、藤田医科大学大学院 保健学研究科保健学専攻で実施される特定行為研修における、保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修の履修に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程で用いられる用語については、特に定義しない限り、保健師助産師看護師法、保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令（以下、特定行為研修省令という）及び保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について（以下、施行通知という）に定義された用語と同一の定義とする。

(研修)

第3条 特定行為研修は、次の各号に掲げる研修により構成する。

- (1) 共通科目
 - (2) 区分別科目
2. 前項各号に掲げる研修の方法は、講義、演習又は実習により行う。
 3. 第1項各号に掲げる研修の科目ごとの内容、時間数、研修方法、評価方法は、別紙のとおりとする。
 4. 特定行為研修に際し、受講者の準備状況を考慮し、研修開始時に能力評価を実施し、各受講者の知識及び技能に応じて補習を行うことができる。

(履修免除)

第4条 本学又は他の指定研修機関にて既に履修した共通科目の各科目及び区分別科目は、内容、時間数、研修方法及び評価方法を確認の上、履修を免除することができる。なお、確認に際しては、必要に応じて修得の程度を確認することができる。

2. 他の指定研修機関にて履修した科目がある場合は、藤田医科大学大学院学則第34条の定めるところにより、10単位を超えない範囲で修得したものとみなすことができるものとする。なお、その場合の科目の評価は「認定」として取り扱うものとする。
3. 区分別科目について、特定行為研修に係る特定行為を手順書により行うための能力を有していると認める看護師について、その時間数の一部を免除することができる。なお、履修を免除するに当たって、次条第2号の方法により評価を行うものとする。
4. 既に履修した共通科目の各科目又は区分別科目について、内容を一部満たしていない場合は、特定行為研修を行う。

5. 既に履修した共通科目の各科目又は区別科目について、内容は満たしているものの、次のいずれかに該当する場合は、修得の程度を確認するものとし、確認の結果、特定行為研修の目標に達していないときは、特定行為研修を行う。

- (1) 時間数が不足している場合
- (2) 研修方法が異なっている場合
- (3) 評価方法が異なっている場合

(評価)

第5条 共通科目の各科目及び区別科目の履修の成果は、当該科目に必要な時間数以上受講していることを確認するとともに、次の各号の方法により評価を行うものとする。なお、その詳細は別紙のとおりとする。

- (1) 共通科目の各科目の評価 筆記試験及び各種実習の観察評価
- (2) 区別科目の評価 筆記試験、実技試験（OSCE）及び各種実習の観察評価

(評価基準)

第6条 筆記試験及び実技試験（OSCE）は、100点満点で評価する。

- 2. 共通科目の実習の観察評価は構造化された評価表を用い、100点満点で評価する。
- 3. 区別科目の実習の観察評価は構造化された評価表を用い、低い順に不十分、可、優で評価する。

(修了認定)

第7条 本学の特定行為研修管理委員会は、次の各号に掲げる要件を満たすことを確認し、審議の上、修了を認定する。

- (1) 履修すべき共通科目の各科目及び区別科目をすべて履修していること
 - (2) 前号にかかわらず、第4条の定めにより履修を免除した共通科目の各科目又は区別科目があるときは、当該共通科目の各科目又は区別科目が履修の免除の要件を満たしていること
 - (3) 共通科目の各科目及び区別科目を第5条の方法により、評価していること
 - (4) すべての筆記試験及び実技試験（OSCE）の評価が60点以上であること
 - (5) すべての共通科目の各科目の実習の観察評価が60点以上であること
 - (6) すべての区別科目の実習の観察評価が可以上であること
- 2. 前項により修了を認定したときは、速やかに受講者に対し、特定行為研修修了証を交付する。
 - 3. 前項により特定行為研修修了証を交付したときは、当該交付の日から起算して1ヵ月以内に、特定行為研修通知に基づき報告書を厚生労働大臣に提出する。

(記録)

第8条 特定行為研修省令第16条に基づき、帳簿を備え、特定行為研修を受けた看護師に関する法定事項を記載し、指定の取消しを受けるまでこれを保存する。

(改正)

第9条 この規程の改正は、学長の決定による。

附則

1. この規程は、平成27年12月1日から施行する。
2. 平成30年10月10日一部改正
3. 令和8年1月1日一部改正